

議案第74号

沼田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

沼田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別
紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

沼田市長 横山公一

沼田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

沼田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、改正後の第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。